

第81回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

連結計算書類の「連結注記表」

計算書類の「個別注記表」

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

名工建設株式会社

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上のウェブサイト  
(<https://www.meikokensetsu.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様に  
提供しております。

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社……(株)大軌、(株)ビルメン、名工商事(株)、(株)静軌建設他1社で非連結子会社はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

当社の関連会社(株)濃建他10社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ②デリバティブ

時価法

###### ③棚卸資産

販売用不動産

個別法による原価法

(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

移動平均法による原価法

(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

###### ②無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額及び特定の工事における見積補償額を計上しております。
- ③工事損失引当金 受注工事の損失に備えるため、手持受注工事のうち当連結会計年度末において損失が現実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事については、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- ④賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ⑤役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②過去勤務債務の費用処理方法 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により発生した連結会計年度から費用処理しております。
- ③数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。
- ④その他 未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。  
連結子会社においては簡便法によっております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①建設事業

建設事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

②不動産事業等

不動産事業等において、主に不動産の賃貸等を行っております。不動産賃貸については、契約で定められた期間にわたり、不動産を賃貸する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

②重要なヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。

5. 重要な会計上の見積りに関する事項

(1) 一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 79,355百万円（連結）

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり充足される履行義務のうち、合理的な進捗度の見積りができるものについては、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

工事原価総額の見積りの前提条件は必要に応じて見直しを行い、変更があった場合には、その影響額が信頼性をもって見積ることが可能となった連結会計年度に認識しております。また、将来工事原価総額の見積りの前提条件の変更等（工事契約の変更、悪天候による施工の遅延、建設資材単価や労務単価等の変動）により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

### (1) 工事契約に係る収益認識

建設業における工事契約に関して、従来は、進捗部分については成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、工期がごく短い工事、請負金額が重要性に乏しい工事については工事完成基準を適用しておりましたが、原則として全ての工事について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法で収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については、原価回収基準を適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。又、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた変更契約について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は256百万円増加し、売上原価は229百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ26百万円増加しております。又、利益剰余金の当期首残高は24百万円増加しております。収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形・完成工事未収入金等」は当連結会計年度より「受取手形・完成工事未収入金等」、「契約資産」と表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44項-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当連結会計年度に係る計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

### Ⅲ. 収益認識に関する注記

顧客との契約において、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

#### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	建設事業	不動産事業等	合計	
官公庁	20,873	-	20,873	20,873
民間	60,909	1,174	62,083	62,083
顧客との契約から生じる収益	81,782	1,174	82,957	82,957
外部顧客への売上高	81,782	1,174	82,957	82,957

#### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度
残存履行義務	71,509

なお、残存履行義務は、概ね1年以内に充足する見込みです。

#### IV. 連結貸借対照表に関する注記

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額     | 12,397百万円 |
| 2. 保証債務               |           |
| 連結会社以外の会社等の銀行借入に対する保証 | 6百万円      |

#### V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### 1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式(千株)	27,060	-	-	27,060

##### 2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式(千株)	1,816	0	-	1,816

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

##### 3. 剰余金の配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和3年 5月20日 取締役会	普通株式	479百万円	19円00銭	令和3年 3月31日	令和3年 6月7日
令和3年 10月29日 取締役会	普通株式	378百万円	15円00銭	令和3年 9月30日	令和3年 11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和4年 5月20日 取締役会	普通株式	378百万円	利益剰余金	15円00銭	令和4年 3月31日	令和4年 6月7日

#### VI. 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、建設事業を行うための必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な剰余金は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理ルールに沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差 額
(1) 現金預金	24,690	24,690	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	17,514	17,514	-
(3) 電子記録債権	4	4	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	16,208	16,208	-
(5) 支払手形・工事未払金等	(9,080)	(9,080)	-
(6) 電子記録債務	(6,567)	(6,567)	-
(7) 短期借入金	(1,318)	(1,318)	-
(8) 社債	(2,000)	(1,971)	△28
(9) 長期借入金	(2,014)	(2,025)	11
(10) デリバティブ取引	-	-	-

（※1） 負債に計上しているものについては、（ ）で表示しております。

（※2） 市場価格のない株式等は、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	1,084百万円

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（令和4年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金預金	24,690	-	-	24,690
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	16,208	-	-	16,208
資産計	40,898	-	-	40,898

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（令和4年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形・完成工事未収入金等	-	17,514	-	17,514
電子記録債権	-	4	-	4
資産計	-	17,518	-	17,518
支払手形・工事未払金等	-	9,080	-	9,080
電子記録債務	-	6,567	-	6,567
短期借入金	-	1,318	-	1,318
社債	-	1,971	-	1,971
長期借入金	-	2,025	-	2,025
デリバティブ取引	-	-	-	-
負債計	-	20,963	-	20,963

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として、レベル2の時価に分類しております。

#### 受取手形・完成工事未収入金等、電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 支払手形・工事未払金等、電子記録債務、並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された債務額等を用いて算定しております。

### VII. 賃貸等不動産に関する注記

#### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。

#### 2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
4,586	11,339

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額であります。

### VIII. 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,356円06銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 210円29銭   |

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- |                  |   |
|------------------|---|
| (2) 完成工事補償引当金    | 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額及び特定の工事における見積補償額を計上しております。                           |
| (3) 工事損失引当金      | 受注工事の損失に備えるため、手持受注工事のうち期末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事については、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。 |
| (4) 賞与引当金        | 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。  |
| (5) 役員賞与引当金      | 役員の賞与の支払いに備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。   |
| (6) 退職給付引当金      | 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。             |
| ①退職給付見込額の期間帰属方法  | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。                                  |
| ②過去勤務債務の費用処理方法   | 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により発生した当事業年度から費用処理しております。                          |
| ③数理計算上の差異の費用処理方法 | 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により翌期から費用処理しております。                              |

## 6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 建設事業 | 建設事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。 |
|----------|---|

## (2) 不動産事業等

不動産事業等において、主に不動産の賃貸等を行っております。不動産賃貸については、契約で定められた期間にわたり、不動産を賃貸する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

## 7. 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。

## 9. 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を、「退職給付引当金」として表示しております。

## 10. 重要な会計上の見積りに関する事項

### (1) 一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

①当期の計算書類に計上した金額 78,302百万円

### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり充足される履行義務のうち、合理的な進捗度の見積りができるものについては、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

工事原価総額の見積りの前提条件は必要に応じて見直しを行い、変更があった場合には、その影響額が信頼性をもって見積ることが可能となった事業年度に認識しております。また、将来工事原価総額の見積りの前提条件の変更等（工事契約の変更、悪天候による施工の遅延、建設資材単価や労務単価等の変動）により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌期に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 11. 会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

#### (1) 工事契約に係る収益認識

建設業における工事契約に関して、従来は、進捗部分については成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、工期がごく短い工事、請負金額が重要性に乏しい工事については工事完成基準を適用しておりましたが、原則として全ての工事について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法で収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については、原価回収基準を適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。又、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は256百万円増加し、売上原価は229百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引等調整前当期純利益はそれぞれ26百万円増加しております。又、利益剰余金の当期首残高は24百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」「完成工事未収入金」は当事業年度より「受取手形」「完成工事未収入金」「契約資産」と表示することといたしました。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44項-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

#### 12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表Ⅲ. 収益認識に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## II. 貸借対照表に関する注記

### 1. 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権の額	31百万円
長期金銭債権の額	4百万円
短期金銭債務の額	1,168百万円
長期金銭債務の額	0百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

12,270百万円

### 3. 保証債務

連結会社以外の会社等の銀行借入に対する保証	6百万円
-----------------------	------

## III. 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

営業取引高	4,289百万円
営業取引以外の取引高	27百万円

## IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
普通株式(千株)	1,816	0	-	1,816

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

## V. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

#### 繰延税金資産

賞与引当金	699百万円
退職給付引当金	825百万円
販売用不動産評価損	143百万円
投資有価証券評価損	211百万円
その他	245百万円

繰延税金資産小計 2,124百万円

評価性引当額 △451百万円

繰延税金資産合計 1,673百万円

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,874百万円
固定資産圧縮積立金	△293百万円

繰延税金負債合計 △3,167百万円

繰延税金資産(負債)の純額 △1,494百万円

VI. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,289円94銭
2. 1株当たり当期純利益	208円44銭